盘

若尾祐司著

『近代ドイツの結婚と家族

姫 岡 ح 子

感嘆するばかりだ。 このような大碆にまとめあげる若尾氏の旺盛な研究意欲にはただ を超える大著である。 史』(ミネルヴァ書房)の姉妹編として執筆された四○○ページ まっている。この一○年あまりの間、着実に研究成果を発表し、 女性解放史の三つの視角から一九世紀ドイツの結婚の社会史にせ 本書は、九年前の一九八六年に刊行された前著『奉公人の社会 市民的結婚をキーワードに法制史・日常史

代」は随所でテーマ化され、時には明確に、また時には暗示的に 献に裏付けられた本書はきわめて質の高い専門書であり、今後こ の道」論で、著者はこれに独自の観点を付け加えている。「特有の 本書は、 の分野での道標を示す基本文献となることは間違いない。 かつドイツ滞在中に集められた未公刊史料を含む膨大な同時代文 の根底にあるのはドイッ史研究の最大の争点になっている「特有 この分野で発表された実に多くの研究文献を批判的に検討し、 論では「近代」の評価が問題となっているが、本書でも「近 論争的性格の強い書物としても読むことができる。叙述 。同時に

> ることにしよう。 ているので、その助けも借りながら、まずは内容紹介からはじめ ではない。だが、ありがたいことに各部の末尾に小抵が加えられ つねに整合的であるとは限らないため、論旨の要約は容易な作業 ろが多く、フェミニズム論の分野でもおおいに議論を呼びそうだ。 著者は本書を執筆したわけではないが、双方の論点は重なるとこ 著者なりの評価が下されている。「近代」はフェミニズムがこの 本書は実に多くの論点を出しており、しかもそれらが必ずしも 一論争を繰り返してきたテーマでもある。この議論を意識して

その逆の女性差別的見解を考察するさいに、旧約的女性観と対比 前近代の女性観を集約させており、近代社会における解放理念や 妻の性も労働力も夫の支配下においた旧約聖書の女性観で著者は 重要な位置を占めている。女性の性を否定的なものとして表象し、 かれているページ数こそ少ないが、キリスト教的結婚観は本書で の非解消原則を定めたキリスト教の結婚観が取り上げられる。 ージ)。 序論ではまず、 男女間の序列=家父長主義と一夫一婦制 的な二つの魂の葛藤」によって特徴づけられるものである(3ペ という家父長制的な「支配原理」、さらに「経済と心理という相反 と、結婚の自由を人権とする「愛情原理」と妻に対する夫の優位 握」(10ページ)することにある。 市民的結婚とは、 著者による しながら論じているからである。 本書の問題関心は、「市民的結婚の歴史的意義とその限界を把

規定を起点とし、ビスマルク時代の強制民事婚の成立まで、 制化」では一九世紀への転換期のプロイセン一般ラント法の婚姻 本論の構成は三部に分かれている。第1部の「結婚と家族の法 149

1では比較史的観点から、離婚の自由が大幅に認められておくという人口政策的観点から、離婚の自由が大幅に認められてお結婚の自由が達成されること、また一般ラント法の婚姻規定はイングランドのような身分制や家的規制からの自由度にも欠けることが明らかにされる。他方でラント法は「啓蒙の個人主義的な契とが明らかにされる。他方でラント法は「啓蒙の個人主義的な契とが明らかにされる。他方でラント法は「啓蒙の個人主義的な契とが明らかにされる。他方でラント法は「啓蒙の個人主義的な契とが明らかにされること、また一般ラント法の婚姻規定はイングランドのような場合に対していたのである。

実施された財産と年齢による結婚規制が一八三〇年以降の時代思 で結婚=制度論が保守的な法治国思想に取り込まれることになる。 そのため軌道修正がなされ、 期立法に匹敵するような離婚の自由が認められていたことが明ら 後一八三〇年のラント法改訂草案について論じ、 たことが論じられる。 潮の変化により再導入され、 理関係という見解も登場し、 的結婚観も再度頭角をあらわしてくる。結婚は法関係ではなく倫 れた当時の結婚の現実に、 かにされる。だが個人の自己決定より労働共同体的側面が重視さ 近代的支配原理を定式化したフィヒテの論理が検討される。 まず愛情原理と支配原理という市民的結婚の範式を明確に示し、 2は「一九世紀前半プロイセンの離婚法問題」 「ドイツ諸邦」の結婚規制では、 近代ドイツの結婚は、 自由主義的理念はかなっていなかった。 結婚―契約論と結婚―秘蹟論の狭間 「結婚の自由」 政治的背景の変化によりキリスト教 西南ドイツで一八世紀に が棚上げにされてい 理念的イデオロギー フランスの革命 を取り上げる。 その

中心的に取り上げられている。

業化と家族形成について考察し、ケーススタディとして、 念の実現とはほど遠かった。こうした紆余曲折を経て、 的観点からも経済的ハードルの存在という意味でも、 が典型的な形で示された北西ドイツのラーヴェンスベルク地方が センにおける中心的なプロト工業地帯の一つで、 族形成が可能にされたから」だ (51ページ)。それゆえⅡ部では工 や家なしでもっぱら二人の労働力に依存する新しいスタイルの家 工業的な労働収入に基づく新しい生計チャンスが提供され、 身分(―経営)の相続に規定される伝統的な家族形成に代わって、 に伴う広範な下層社会の結婚動向があった」とみなしている。 曹を中心とする教養市民層だったが、著者はその背景に「工業化 スマルクによる権威主義的な国民統合の一環だったのだ。 帝国の利害関係に圧倒的な比重を置い」(14ページ)たもので、 産業への労働力の確保と新設国家の対内的な権威の確立という、 婚姻締結の自由が制度化される。 七〇年代に統一ドイツの国家形成とともに強制民事婚が成立して 「その動機は人権としての結婚の自由というより、発展する国民 こうした法制化プロセスのイニシアチブを取ったのは官吏や法 しかし、 4で示されるように、 新しい家族形成 自由主義理 ようやく プロイ 財産

人口学的観点を含めた家族史研究の乏しいドイツにしては珍し人口学的観点を含めた家族史研究の乏しいドイツにしては珍し人口学的観点を含めた家族史研究を統合する豊富な実証研究が存在会構造的視角からの家族史研究を統合する豊富な実証研究が存在会構造的視角からの家族史研究を統合する豊富な実証研究が存在とも読み応えのある部分だ。

盐

増加は、 した新しい型のホイアーリングが台頭したことが明らかにされる 自給経済の枠から抜け出て家内工業の現金収入に生計の基盤を移 ものであること、さらに一八世紀後半には国家の人口増殖政策と 内工業を営むホイアーリングという新住民層の飛躍的拡大による 過程を具体的に描いたものだ。一七、一八世紀の農村社会の人口 着している。5の「プロト工業家族の歴史的位相」は、その形成 産なしの結婚、 ネン産業の好景気によって、借家のみで借地は行わず、農村の 土地から切り離された家族形成、 プロト工業家族の基本類型についてはすでに一定の理解が定 無保有の借地・借家人で農繁期に労働力を提供しつつ家 早婚と小家族化、 労働力としての子どもの重視な 労働能力のみに基礎をおく財

め

理の一つの柱である愛情原理の実践者とみなしているからだ。 市民層ではなく下層を選んだのは、 ではなかろうか」(11ページ)と。 たちは、これまで考えられている以上に重要な役割を果たしたの 為の動機づけという点で、近代家族の軌道定置に家内工業の若者 この点に関連して、 機は家族の集団的利害から若者の個人的動機の優先へと変化する 「愛情原理のイデーではなく実践において、とりわけ結婚と性行 結婚が土地から切り離されたことにより、パートナー選択の動 著者は重要な問題提起を行っている。つまり 彼らこそ近代の市民的結婚原 著者が結婚の日常史の記述に

労働者家族への移行形態としての家内工業家族である。

が、

造不況も重なって家内工業は危機に陥るが、それでもホイアーリ 九世紀半ばには機械紡績の振興のための政策的措置がとられ、 実態とともにホイアーリングの家政経済が具体的に描かれる。 「プロト工業家族から労働者家族へ」では、リネンの生産

> 結婚行動に言及し、農民層に較べて低いプロト工業家族の初婚年 いう農村の価値意識を保持し、機械と工場制に反発する。 |を具体的なデータで確認している。 グは家族労働による生活時間の自己管理と自給的な生活基盤と さらに

自給経済と結びついていたことが明らかにされる。 から移住してきた繊維女工は、しだいに住居のレベルアップをは 働者層の形成過程を描く。次の労働者層の居住行動では、 る「工業化および都市化と居住・結婚行動」を取り上げ、 と労働者層の間の階層差が縮まった。 しい住居を求める形に収斂していき、居住行動に関しては市民層 はしだいに中期幅で住居を替え、都市的な生活スタイルにふさわ かる遊牧民的居住形態という労働者層の一般的な居住行動を取る 転換し、労働者家族形成する。7ではビーレフェルトを舞台とす の構造的基盤を失った農村下層は日雇い労働者や工場労働者に 地元出身の主力は農村的伝統のなかにあり、より強く土地― 九世紀後半の工場制への移行によりプロト工業家族形成 行動パターン まず労 のた

ランクでは一段下」となり、「『女らしさ』に適合的な職業を基準 や建設労働は、 対し、労働者層では性関係が結婚に先行する。ここで、 する。婚前の純潔と家族の結婚への合意が前提とされる市民層に しさ』に適合する女性労働の性格をもたない」ため に著者は新聞に掲載された結婚公示などを参照して、「繊維労働 済的独立と交際の拡がりがその基盤を与えたものとされる。さら の実践者は労働者層という著者のテーゼが確認され、 これに対し結婚行動においては、両階層の間で明確な差が存 女中奉公や衣料品関連の労働とは異なり、『 「結婚相手の 娘時代の経 理

差異が存在していた」と主張する(28ページ)。それゆえ在地 にして手工業者や専門労働者か、非熟練かという社会的通婚圏 繊維労働より衣料、 つまりミシン労働を好んだという。 の

娘 0

母性主義を、 性解放および女性運動を肯定的に評価するショーターおよびヴェ イナスの連続性を主張するエヴァンス説を退け、近代における女 を近代的なプラスの連続性の文脈に位置づけるのである。 および女性の公共圏への進出を主張する解放思想とみなし、 ーラー的視角から穏健派を再評価しようとする。著者は穏健派の ので、まず穏健派の主張が検討される。最初に研究動向を紹介し、 九〇八年を境にした市民的女性運動の右傾化というナチへのマ ■部は「市民的女性運動と結婚・家族制度の批判」に関するも 精神能力や人間としての価値としての男女の対等性

族圏をも包摂していたのだ。

論的到達点として高く評価されるのである。 ヴェーバーの『法発展における妻と母』が、市民的女性運動の理 根強く残る旧約聖書的女性観とフィヒテ的な市民的家父長制であ 著者の見解では、近代社会で女性解放の前に立ちふさがるのは、 したがって、この二つの見解を明確に否定したマリアンネ・

たが、その是非をめぐる穏健派との闘いに敗北した経緯が記され いのイニシアチブを取ったこと、さらに性の自己決定権を主張し 共闘の道を阻まれたこと、ドイツ民法典草案の家族法問題への闘 を追求し続けたが、階級的立場を鮮明にする社会主義女性運動に 急進派に関しては、男女同権の実現のため労働者運動との協力

論を家族・女性史研究のレベルで語れるのか、という問いに応え 最後の補論では、ドイツ史研究の最大の争点である「特有の道」

最近の女性史研究は前近代の女たちは身体に関して必ずしも「否

だったと結論づける。「ドイツ特有の道」は公共圏のみならず、 させた北アメリカの「普通の道」に対し、ドイツは「特有の道」 とる」(41ページ)ことを根拠に、著者は夫婦の愛情関係を優先 て支配的かつ権威的な傾向が強く、性別役割がいっそう鋭い形を 論が突出していること、および「ドイッの男たちは女性にたいし ている。 リールをはじめドイツでは対抗近代のセクシズム的

見るのではなく、「特有の道」を内包している「普通の道」自体を 社会のあり方に思いをはせながら、「特有の道」を過去のものと ジ)と主張し、「特有の道」的現象に「近代」社会が内包するもう 種や民族の)不平等主義の正当性が引き出されていた」(46ペー 礎づけられる(男女の)不平等主義によって、公共圏における(人 一つの道としての一般的意味合いを与えている。そして、 だが、著者の主張はこれで終わるわけではない。「家族圏で基

いが、 図式がある。 女性は「人身的な自律性を確保しえなかった」(39 という近代のマイナス面が繰り返し指摘されていることからわか 批判的に対象化する必要性を指摘して本書を結んでいる。 では理念的にも実践においても支配していたとみなされているが ページ)と、「母性機能を原罪」ととらえる旧約の女性観が前近代 れでも本書の根底には呪縛からの解放の過程としての近代という るように、著者は決して近代を赞美しているわけではないが、そ 第一に考察視角にかかわる問題である。市民的家父長制の成立 本書の内容があまりにも豊富なため紹介できなかった箇所も多 次にいくつかの問題点を指摘しておきたい。

評

콾

性の管理下に置かれることを指摘している。著者は、この見解を 践していたこと、こうした「女性空間」が近代になって国家と男 定的」ではない独自な価値観をもち、生殖の自己コントールを実

どう考えるのだろうか。

近代における下層の女性の呪縛的な状況をとなえる説に十分に同 代以前の「女性の自律空間」を示唆する文献には言及せず、また ないか。著者は家族史関係の多くの諸説を紹介しているのに、近 るため、「性の自由」は必ずしも近代的なものといえないのでは 近代の性行動もこうした近代以前のメンタリティを受け継いでい したが、それでも農村の下層の間で婚前交渉の慣習はあったし、 めている。たしかに前近代には近代にはない結婚制約要素が存在 のさい、著者は女性の経済的自立も重要な個人的動機の一つに含 期を含めた拡大近代において実現されるものと見なしている。そ されてはじめて可能になるもの、つまり基本的にはプロト工業化 化」は共同体の規制や家の利害から解放されて個人的動機が優先 直結させるショーター説を単純だと批判しながらも、「性の自由 この点に関連して第二に、著者は女性の営利活動と性の解放

多くの特徴が存在するのに、愛情面だけを特化していいのだろう 心主義、閉鎖的私空間の存在など、家内工業家族には見られない 近代家族の特徴のうちの一つにすぎない。近代家族には子ども中 した」という説について。著者が問題にしている夫婦の愛情とは し、近代の市民的愛情原理の誕生以前にすでに「個人主義的で 第三に「近代家族の定置に家内工業の若者が重要な役割を果た 時期的にはプロト工業化期は前近代から近代への移行期に位

答していないのは残念である。

はないのだろうか。 理念とは別次元の「下層民的対等性」という枠組みの方が適切で 代の範疇で見ているようだが、メディックの主張するような近代 選択的な結婚行動」が実践されていた。著者はこの行動様式を近

歴史的変化にもう少し触れてほしかった。 深いものだが、結婚の日常史をうたうのだから、 下層を中心とするビーレフェルトの事例研究それ自体は大変興味 と就業との二重負担に苦しむという姿の方が多く描かれている。 妊娠」の結果、結婚し、婚姻生活では家父長的な夫の支配と家事 働者層の伝記では、「愛ある結婚生活」より「愛なき性関係による ても、「愛」は重要な位置を占めていたのではないのか。 逆に労 婚の要件と考えられていた以上、たとえ「理性愛」であったとし ンティック・ラブ」はなかったかもしれない。しかし、愛情は結 市民層においては、著者の言うように対等な愛情関係や 市民層の結婚の

ていた。 それは「女らしさ」に適っていない以上に、不熟練労働と劣悪な 地元出身の未婚女性が紡績工場での労働を敬遠したのは事実だが、 としてのステータスをあげるために「熟練」も重要な指標となっ 働である織物の人気は高かった。ミシンも熟練労働である。 事とみなされていたからである。同じ繊維でも条件のよい熟練労 労働条件という理由で遠隔地から来る「二流労働力」のための仕 第四に、女性が「女らしい」職を好むようになった点について。

ドイツの母性主義フェミニズム』 位置づけることには異論はない。 第五に、穏健派の評価に関して。 この点に関して評者は、 (勁草書房・一九九三年)で詳 母性主義を女性解放の文脈に 『近代 153

定でもって解放史の文脈に位置づけられるような単純なものではたいる。結婚による性倫理の規制の絶対化という穏健派の主張けている。結婚による性倫理の規制の絶対化という穏健派の主張を著者は「伝統拘束性」とみなしているが、当時の「性の自己決定権」の是非をめぐる論争は「進歩」か「伝統」かという基準で定権」の是非をめぐる論争は「進歩」か「伝統」かという基準で定権」の是非をめぐる論争は「進歩」か「伝統」かという基準で定権」の是非をめぐる論争は「進歩」か「伝統」かという基準で定権」の是非をめぐる論争は「進歩」か「伝統」かという基準で定権」の是非をめぐる論争は「進歩」か「伝統」かという基準で定権」の是非をめぐる論争は「進歩」が、当時の「性の自己決定を著者は、一九一〇年以降の穏健派の動向にはましている。だが著者は、一九一〇年以降の穏健派の動向にはましている。だが著者は、一九一〇年以降の穏健派の動向にはましている。だが著者は、一九一〇年以降の穏健派の動向にはましている。だが著者は、一九一〇年以降の穏健派の動向にはませてものでは

包しているというのだろうか。

係だったが、今のアメリカの「普通の道」はこうした危険性を内以前のアメリカの「普道の道」は「批判的意味での近代」と無関ゼ「普通の道」と区別する必要性があるのだろうか。一九四五年

長制という点では他の西洋諸国との共通項が指摘でき、この点でそのでいたのでは他の西洋諸国との共通項が指摘でき、この点でな性をラル、そして何よりも著者が繰り返し主張する市民的家父な性モラル、そして何よりも著者が繰り返し主張する市民的家族に論理の有無については触れられていない。さらにドイツの近代にはな性を支援的な論が多いが、ドイツ以外の西洋でのこうしたしかに女性蔑視的な論が多いが、ドイツ以外の西洋でのこうしたしかに女性蔑視的な論が多いが、ドイツ以外の西洋でのこうした。 な性モラル、そして何よりも著者が繰り返し主張するの近代にはな性をラル、そして何よりも著者が繰り返し主張するの近代にはないまで、大メリカは愛情関最後に家族圏での「特有の道」論について、アメリカは愛情関している。

> () () ()

決してないのである。

当惑してしまった。「特有の道」が一般的性格をもつものなら、な会の内包するもう一つの道であると一般化されることに、評者はまた「特有の道」を指摘したすぐ後で、これは実は「近代」社はドイツの家族も特殊ではなかったと思う。

危機の深刻化と近代批判の先鋭化という現状が浮き彫りにされて対してアンビアレントな対応をせざるを得ないところに、近代のの近代」や「先祖返り的な対抗『近代』」という言葉を使用するのの代」や「先祖返り的な対抗『近代』」という言葉を使用するのの近代」で定的近代への肯定的な評価の表れともいえる。だとすれば、著者は「否定的近代」をのりこえる道を結局のところ「近代の徹ま者は「否定的近代」をのりこえる道を結局のところ「近代の徹は、著者の近代への肯定的な対抗『近代』」という言葉を使用するのが、音通の道という現状が浮き彫りにされているからである。

名古屋大学出版会 五九七四円) (A5判 四二一十六頁 一九九六年一月

(立命館大学教授